

新潟県企業局管理規程第2号

新潟県企業局固定資産事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年2月2日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

新潟県企業局固定資産事務取扱規程の一部を改正する規程

新潟県企業局固定資産事務取扱規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

		改正後		改正前	
		行政財産使用料の基準			
別表第2（第26条関係）	区分	使用の種類	単位	使用料（単位 円）	使用料（単位 円）
	土地	(略)			
	電気	水管、	外径が0.15メー	新	88
	通信	下水道	トル未満のもの	潟	110
	施設	管、ガ	外径が0.15メー	市	37
	その他	管そ	トル以上0.2メー	以	50
	これに	の他こ	トル未満のもの	外	230
	類す	れらに	外径が0.2メー	の	590
	るも	類す	トル以上0.4メー	市	1,100
	の以	るもの	トル未満のもの	部	74
	外の	もの	外径が0.4メー	の	180
	もの		トル以上1メー	市	250
			トル未満のもの	部	500
			外径が1メー		370
			以上のもの		
	(略)	(略)			
備考 (略)					

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、この規程の施行の日以後納入すべき使用料については、なお従前の例による。

